

江南市地域公共交通会議規約

令和7年3月14日制定

(目的)

第1条 江南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に必要な事項を協議する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を愛知県江南市赤童子町大堀90番地に置く。

(所掌事項)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法及びその他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第4条 交通会議は20人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから江南市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 鉄道事業者の代表者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者（乗合バス事業者）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者（タクシー事業者）
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者（愛知県タクシー協会及び愛知県バス協会）
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手代表者
- (6) 市民又は利用者の代表者（公募委員又は区長代表、老人クラブ連合会代表）
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長の指名する職員
- (9) 愛知県知事の指名する職員
- (10) 愛知県一宮建設事務所長の指名する職員
- (11) 愛知県江南警察署長の指名する職員
- (12) 社会福祉協議会が推薦する者
- (13) 江南市長の指名する職員
- (14) その他交通会議で必要と認める者

2 委員は、事故又はその他やむを得ない事由により、交通会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 交通会議に次に掲げる役員をおき、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

- 2 会長は、委員のうち学識経験を有する者の中から選出することとし、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 3 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 監事は交通会議の会計監査(会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査)を行い、その状況を交通会議において報告する。

(会議)

第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

- 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第8条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「委員からの意見」と読み替えるものとする。

- 3 書面による決議を行ったときは、会長は、その結果を次回の会議において報告するものとする。

(専門部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ交

通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(傍聴)

第 10 条 会議を傍聴しようとする者は、会議開始 5 分前までに、江南市地域公共交通会議
傍聴人受付簿（様式第 1）に氏名及び住所を記入し、提出しなければならない。

2 議長は、傍聴人が、会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき、その他
会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないときは、退場を命ずること
ができる。

3 議長は、会議室の状況を勘案し、傍聴しようとする者の入室を制限し、又は入室中の傍
聴人を退室させることができる。

4 その他傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第 11 条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項
の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第 12 条 交通会議の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金その他の収入
をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 13 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定
める。

(事務局)

第 14 条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、江南市都市整備部都市計画課に置く。

3 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別
に定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

様式第 1（第 10 条関係）

年 月 日

江南市地域公共交通会議傍聴人受付簿

整理番号 _____

氏 名	住 所